



IFRS 8 – now's the time to consider the implications IFRS 第8号—その影響について検討する

IFRSに基づくセグメント報告がUS GAAPと統合しました。IASBは、2006年11月30日にIFRS第8号「事業セグメント」を公表しました。IFRS第8号は、IAS第14号「セグメント別報告」に替わるものであり、SFAS第131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示」と規定が調整されました。Tony Debellが、IFRS第8号の主な特徴、それが財務報告に及ぼす影響、および経営者が採るべき措置について解説します。

IFRS第8号は、セグメント別報告にマネジメント・アプローチを導入し、IAS第14号における厳格な開示要件に替えて事業管理方針の開示に重点を置いています。1組の事業セグメントが、基本的セグメントおよび補足的セグメントに置き替わります。

最高業務意思決定者(CODM)は新しい概念です。これは企業内で資源の配分および業績の評価を行う機能を指しています。最高経営意思決定者がレビューする情報が、外部に対するセグメント報告の主要な要素であり、財務諸表で報告されるセグメントの識別およびセグメント業績評価の決定に用いられます。このアプローチは多くの企業にとって馴染みの少ないものであり、経営者は現行の管理報告制度への影響について慎重に検討するよう求められます。また経営者は、IFRS第8号はセグメント報告以外にも影響を及ぼす可能性があることを認識しなければなりません。例えば、これによるIAS第36号への修正として減損テストに用いる資産のグルーピングへの影響が考えられます。

PwCは、IFRS第8号の導入を支持しています。多くの企業もまた、経営者が使用するセグメント報告と外部向けのセグメント報告、およびIFRSとUS GAAP、を共に調整するこの新指針を好意的に受け入れると思います。

主な影響

IFRS第8号は、セグメント報告における重点を変更し、事業の実施方法および主な意思決定者が用いる情報に重点を置いています。また製品、地域およびGAAPに基づく測定値に対しては、内部報告目的に用いる場合を除き、直接的な重点を置いていません。この変更は一部の企業にはほとんど影響を及ぼしません。それ以外の企業は、報告セグメントの識別方法およびセグメント情報の表示方法を大幅に変更する必要があります。

IFRS第8号における開示は、経営者が重要だと考える情報を重視しているため、より有意義なセグメント報告が提供されることとなります。IAS第14号における開示は型にはめられた印象があり、IFRS第8号により報告にさらなる多様性がもたらされることとなります。例えば、企業の中には事業セグメントと地域別セグメントを組み合わせる企業があるかもしれません。また以前マトリクス組織を採っていた企業が1組のセグメントのみを識別することも考えられます。

IFRS第8号により、現在内部目的と外部目的とで異なるセグメント情報を作成している企業においては、財務報告の作成手続きが簡略化されます。外国登録企業にとっての利点は、IAS第14号およびSFAS第131号のそれぞれに準拠した2組のセグメント報告を作成する必要がなくなることです。

1組のセグメント報告の開示となるため、IFRS第8号によりセグメント情報の量が減ることを期待されるかもしれませんが、必ずしも減るわけではありません。例えば、最高経営意思決定者にセグメント利益および税金に関する情報を報告する企業は、さらに詳しい開示が必要です。またGAAPに基づかない(non-GAAP)業績測定値を報告する企業は、損益計算書に示されるGAAPに基づく測定値との調整表を開示しなければなりません。

IAS第14号あるいはSFAS第131号による開示とIFRS第8号が要求する開示の差がほとんどないとする企業があるかもしれません。しかし、新指針の影響はかなりあります。例えば、IAS第36号によるのれんの減損テストの実施レベルを事業セグメントで決定する場合があります。このため、IFRS第8号適用の際に、減損テストに対するアプローチを再検討する企業がでてくることも考えられます。

PwC UKのグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービスのKatie Woodsは、次のようにコメントしています。「IFRS第8号は、想定される以上に大きな変化をもたらす可能性があります。経営者は早い時期からその影響を検討する必要があります。」

現時点における措置

IFRS第8号は、2009年(暦年)まで強制適用されませんが、セグメント報告に新モデルを導入することの難しさは過小評価すべきでなく、早い時期から検討する必要があります。経営者は、以下の事項を検討することが有益です。

- **早期適用**—一部の企業は、IFRSによる報告とUS GAAPによる報告とを揃えるため、あるいは経営者が新しい開示により事業業績がより正確に反映されると考える場合に、この新しい指針を早期適用することになります。EU企業は承認が下りるまではIFRS第8号を適用できないことに留意してください。
- **最高経営意思決定者の特定**—これはセグメントの識別および報告する測定値を決定するうえで重要であり、IFRSに基づいて報告を行う多くの企業にとっては新しい概念です。最高経営意思決定者は一人ではなく、複数の人物の可能性あることに留意してください。
- **必須開示事項**—開示すべき内容は、最高業務意思決定者(CODM)に報告される業績および貸借対照表における測定値に基づきます。経営者は、資源の配分および業績の評価に用いる情報がすべて内部報告資料に含まれていることを確認しなければなりません。
- **外部の理解**—セグメント報告の開示が、過去の開示情報と異なる場合があり、損益計算書との調整を確認するのが難しいかもしれません。経営者は、財務諸表利用者が、何を期待し、新しい情報が何を伝達するか理解できるよう、措置を検討する必要があります。
- **経営管理情報の質**—IFRS第8号が要求する開示の一部は、現時点では経営管理情報システムから得られた情報に基づいている可能性があります。これらのシステムは外部監査を受けるに十分に健全であるか？
- **システムおよび統制**—内部報告情報の中には、初めて開示されるものがあると思われませんが、それは、財務諸表に含まれる他のデータと同じシステムおよび統制下にあるものでなければなりません。
- **機密情報の開示による影響**—IFRS第8号が要求する開示の中には、業務上の機密事項が含まれる可能性があります。しかしながら、例外は認められません。このため経営者は、潜在的に機密性がある情報を開示することによる影響を、初期段階で検討しなければなりません。
- **日程**—IFRS第8号に準拠した報告のために準備すべきこと、およびその時期。

IFRS第8号の規定

- 事業セグメントは、資源の配分および業績の評価を行うため、最高経営意思決定者により定期的に評価される内部報告を用いて識別される。事業セグメントは、事業活動を行う構成要素であり、当該セグメントの業績は最高経営意思決定者により定期的に評価され、またセグメントごとに独立した財務情報が入手可能である。
- 最高経営意思決定者は、一個人というよりむしろ役割を意味する。その役割は、企業の事業セグメントに資源を配分し、事業セグメントの業績を評価することである。最高経営意思決定者は企業のCEO(現実的には、CEOの下位に位置する人物と考えられる)などの一個人である可能性も、また取締役グループなどの集団である可能性もある。
- 報告セグメントは、収益、利益あるいは資産が特定の基準値を超える事業セグメントである。収益の大半が内部顧客による場合でもその値が基準値を超える場合は報告セグメントに含まれる。事業セグメントは、経済的特徴および他の特徴が類似する場合には合算することができる。報告すべきセグメント数は明確に規定されていないが、10を超えることはないと考えられる。

- セグメントの収益、グループ会社間収益、利息、減価償却費、税金および他の重要項目が最高経営意思決定者に報告される場合、あるいは最高経営意思決定者に報告される利益の測定値に含まれる場合には、最高経営意思決定者に報告される各報告セグメントの利益および資産総額の測定値と共にそれらを開示しなければならない。
- 報告セグメントにおいて開示される、セグメントの収益、損益、資産総額および他の金額と、財務諸表上の関連する数値の調整表を開示しなければならない。
- 財務諸表では、セグメントの損益および資産の測定方法、事業セグメントの決定方法、およびセグメントの開示で用いた測定方法と財務諸表に用いた測定方法との差異を説明しなければならない。
- 経営者が利用しているかどうかに関係なく、財務諸表では、外部顧客からの製品あるいはサービスごとの収益情報、事業を展開する地域に関する情報、および主要な顧客に関する情報も開示しなければならない。

IFRS第8号は、上場株式あるいは負債証券を発行する企業(あるいは、株式または負債証券を発行する手続を行っている企業)に適用されます。企業は当該情報を以下において書類の中で開示する必要があります。

- 連結財務諸表、および
- 親会社でない場合には、単独あるいは個別財務諸表

IFRS第8号は、2009年1月1日以降に開始する会計年度より適用されます。早期適用は許容されますが、新基準による比較情報を開示されなければなりません。EUにおける報告企業は、EUの承認が下りるまで(この手続は約6ヶ月かかる)はIFRS第8号を適用することができません。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界149ヶ国771の都市に14万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.